

総社市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年12月20日

総社市長 片岡 聡 一

総社市条例第54号

総社市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

総社市災害弔慰金の支給等に関する条例（平成17年総社市条例第126号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(償還等) 第15条 略 2 略 3 <u>償還金の支払猶予, 償還免除, 報告等, 一時償還及び違約金</u>については, <u>法第13条, 第14条第1項及び第16条並びに令第8条, 第9条及び第12条の規定によるものとする。</u></p>	<p>(償還等) 第15条 略 2 略 3 <u>償還免除, 一時償還, 違約金及び償還金の支払猶予</u>については, <u>法第13条第1項及び令第8条から第11条までの規定によるものとする。</u></p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。